

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

1. 日 時

平成21年12月24日（木） 15:00～15:50

2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

3. 出席者

〔委員〕 ※ ◎天野 耕二 ○青木 和子 大村 久雄 清水 節子
妹尾 志郎 権田 五雄

〔事務局等〕 勇 竹廣 進藤 良和 梅景 聖夜 中北 光一
堀口 深 黒川 克彦 村上 智紀

※ ◎会長 ○副会長

〔傍聴者〕 なし

4. 議 事

○ 事務局

定刻の時間になりましたので只今より第17回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、現在、委員10名中6名の方に出席をいただいておりますので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条第2項により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会を開催できますことをご報告させていただきます。

また、当審議会は公開とさせていただきます。ただ今のところ傍聴の方はみえておられません。

それでは会議に先立ちまして、市民環境部長から挨拶を申し上げます。

○ 勇部長

第17回草津市廃棄物減量等推進審議会に大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。前回までにご議論をいただいております「ごみの分別方法の見直しおよびごみ処理費の住民負担のあり方について」は、本日の会議終了後、4時頃から市長への答申をお願いしたいと思います。

本日の会議は、次第にありますように前回もご議論いただいております「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項の答申（案）について」ということで、本日中身について最終確認をしていただき、年明け1月に市長の方に答申をいただきたいと思えます。前回いくつかご指摘いただきました部分について訂正をさせていただきましたので、その内容をご説明させていただきながらもう一度ご協議を賜り、この基本計画についても本日で最終確認とさせていただきたいと考えております。

どうかよろしく申し上げます。

○ 事務局

それでは会議に入りたいと思えます。

会議の進行につきましては、天野会長よろしく申し上げます。

○ 会長

本日の議事は、基本計画に係る答申（案）についてですが、その議事に入る前に本日正式に答申をさせていただく「ごみの分別方法の見直しおよびごみ処理費の住民負担のあり方について」の答申につきまして、委員の皆さんに最終確認をお願いしたいと思いますので、事務局から簡単に説明していただけますでしょうか。

○ 事務局

【答申（案）および付属資料について説明】

○ 会長

ありがとうございます。前回までのたくさんのご指摘に対して一つひとつ丁寧に修正をいただきました。最終確認ということで、特にお気づきの点はございますか。無いようでしたら、本日この後、午後4時から「ごみの分別方法の見直しおよびごみ処理費の住民負担のあり方について」の答申を正式に市長に行いたいと思えます。よろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の議事である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項の答申（案）について」につきまして、事務局の方から資料に基づいて説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、お手元の資料をご覧ください。

前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見を基に修正を加えた資料となっております。修正や追加箇所等を中心に説明させていただきたいと思っております。

【第17回審議会資料 草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項について】に基づき説明

○ 会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。何かお気づきになった点、ご質問等がありましたらよろしくお願ひします。

私の方から一点確認なのですが、P13で「②減量化（排出抑制）施策」のところに「○事業系プラスチック類等の適正処理の指導」を入れていただいたのですが、その下の「○クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限等の実施（古紙類等）」のところにも「(古紙類・プラスチック類等)」とした方が、P16で丁寧に追加していただいたように事業系ごみについても出来る限り事業者にも今後出来る範囲で頑張ってもらいたいということで、二重下線で追加していただいた文章になりますが、「また、古紙類やプラスチック類等の事業系ごみを資源化へ誘導するために、クリーンセンターへの資源化が可能な事業系ごみの搬入を制限することにより、減量化と資源化が期待できる。」と、ここで古紙類とプラスチック類を資源化が可能な事業系ごみとして同等に扱っているの、先ほどのP13の部分も「(古紙類等)」だけではなく、「(古紙類・プラスチック類等)」というようにプラスチック類もここに書いておいておいた方が、プラスチック類も頑張らないといけないということがよく分かるのではないかと思います。

いかがでしょうか。敢えてそこまで書かずにおくのか。その上で、「適正処理の指導」と一文入れてもらっておるのですが、将来的に搬入制限の対象として古紙類と並んで特にプラスチック類はかなりの量になると思いますので、いずれはかなりの制約をもたせるような表現にしておいた方がよろしいのではないかと思います。

○ 事務局

事務局も原案を作成する時にいろいろと検討したのですが、現行の廃棄物処理法で言いますと、事業活動に伴って排出される廃プラスチックは全て産廃扱いされるという形になっております。例えば、古紙ですと紙の製造業者等から出る紙については産業廃棄物になるのですが、一般の事務所から出る紙については事業系一般廃棄物となります。ただ、プラスチックについては現状、職種限定がなく全て事業所から出るプラスチックは産廃になります。

○ 会長

本当は搬入制限以前の問題で、搬入してはいけないことになっていますから、「制限」の中に書いてしまいますと、制限しながらも入れていますというように矛盾するのですね。分りました。

○ 事務局

はい。ただ、一概にいきなり小規模事業所のプラスチックも駄目です、と言うのも難しいので、この「等」の部分の中に、少しプラスチックも含めたいと思います。この部分でプラスチックを書きってしまうと上の文章との整合性が図れないのではと考えました。

○ 会長

古紙類と並べてしまうとそういう意味で矛盾してしまいますかね。それでは、上の「適正処理に指導」の部分でその辺りを汲み取ってもらうということによるのでしょうか。

○ 委員

そうなってくるとP16の部分が少し分かりづらいですね。

○ 事務局

どうしても現行の廃棄物処理法が事業所から出るプラスチックごみ、例えば、ペットボトルでも家で飲めば一般廃棄物なのですが、事業所で飲めば産業廃棄物になるなど、おかしい部分がありまして、国の方でもまだ確定ではないのですが家庭系ごみ、事業系ごみの見直しをされるようなことも言うておられます。中々、現行の法律では廃プラスチックについては産廃との解釈にしかとれないことが実際、廃棄物行政に携わっている中でおかしいのではと思う部分でもあります。

○ 会長

そうしますと、P16もひょっとすると書きすぎているのかもしれませんがね。「あわせ産廃」なども書いてはいけないのかもしれませんが。そこを徹底するとなると。

○ 委員

P13の「○事業系プラスチック類等の適正処理の指導」という部分には産廃という言葉が隠れているのですよね。

○ 事務局

本来の処理ルートで処理して下さいという指導をいきなり行うのは難しいので、どうし

でも事業系ごみは事業所自らが減量の取り組みをしていただかないといけないと指導に回らせていただく中で、併せて、プラスチックが産廃になるとの認識を持っている事業者も少ないと思いますので、その辺りの話も含めて指導にあたりたいと思っております。

○ 委員

産業廃棄物の定義は、何らかの産業によって出た廃棄物が産業廃棄物です。例えば、製紙業で紙を作るために出た紙は産業廃棄物ですが、製紙業の事務所から出た紙は一般廃棄物になります。ですから、その辺り難しい部分があると思います。

○ 会長

P 1 3 と P 1 6 で整合性が図れているのか、もう一度確認をお願いしたいと思います。P 1 3 では敢えて産廃と書かずにサラッと流しているのに、P 1 6 では結構書き込んでいますよね。

○ 事務局

P 1 6 を「また古紙類等」で括らせていただくと応用が利くのではと思いますが。

○ 会長

「古紙類等やプラスチック類等」で揃いますが、最後の「特に～」以下の段落ですが、この部分は残しておいてよろしいでしょうか。このようなことがあるからプラスチックについては書かなければいけない、というのが前回の審議会では委員の方から出たのですが、あわせ産廃でとりあえずは処理をしてくれている、ということをごここまで書いてしまっても良いのでしょうか。行政としては、現状を認めるというか、明らかにしているというのはいかがでしょうか。

○ 事務局

先ほど出ていました資源化の可能な事業系ごみの搬入を制限する部分ですが、プラスチック類は元々それ以前の問題である、との会長のお話がありましたが、「また～」以下の部分につきましては「古紙類等」くらいにし、文章を整える必要があるのではと思います。

ただ課題として、プラスチックについては仕組みづくりが必要であるということで、プラスチックだけを抜き出して今後の仕組みづくりということでまとめれば良いのではないかと思います。

○ 会長

そうですね。あわせ産廃などの間を抜いて「特にプラスチック類については、事業者自らが産業廃棄物として資源化および適正処理をする仕組みづくりが必要である。」と、当り

前のことなのですが、当り前のことを敢えてシンプルに書くのも良いかとは思いますが。

○ 事務局

前回議論がありましたので丁寧書きました。ただおっしゃられたようにあわせ産廃の部分は抜いて、特にプラスチック類については事業者自らがということですよ。

○ 会長

そうですね。改めて当り前の事を周知徹底していただくという答申でいかがでしょうか。

○ 委員

「市で処理している現状を見直し」が入ってくると、読んでいる方は混乱するかと思います。

○ 会長

現状どうなっているのか分からないですよ。

○ 事務局

実態はそうなんですけどね。

○ 委員

実態を書いてシステムを考えましょうといったソフトランニング的な文章になっていますよね。

○ 事務局

確かに法律的にも解釈が難しく、一般的にも中々難しいところもあり、特に今もお話がありました産廃なのか一廃なのかという定義がすごく入り乱れています。しかし、我々としては、啓発も含めて仕組みづくりが必要だと考えています。

○ 会長

いずれにしてもこの部分は減量効果等が期待できる施策ということで、家庭ごみで住民負担いわゆる有料化と並べて事業系ということで、事業者にとっても特にプラスチックは本来の産業廃棄物としての資源化および適正処理というのは残しておく必要がバランス的にもあるかと思えます。家庭系の方でも今後一定の負担を負ってもらいながら減らしていくし、事業系についても今まで負担していなかったプラスチック類も事業系は事業系として新たな負担をしてもらって草津市全体での減量化というバランスで、あわせ産廃の部分

は少し微妙な現状をあまりあやふやな形で書くのは問題なので、その部分は抜いてもっとシンプルにプラスチック類については基本的には事業者が産廃として資源化適正処理を行うという形でいかがでしょうか。

○ 事務局

そうしましたら、P16は少し詳しく書きすぎた部分がありますので、その辺りを整理させていただきまして、会長の指示どおり修正させていただくということによろしいでしょうか。

○ 会長

よろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

ほかいかがでしょうか。今のところが一番大きな前回からの議論を受けて書いていただいた部分かと思います。あとは、図表の参照とP10の家庭系と事業系で微妙に削減目標が異なっている理由が入っていますが。

このように加筆された形でよろしいでしょうか。

それでは、全体を通していかがでしょうか。本日の審議を経て、年明けには答申を提出といった段取りにさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。何もないうでしたら今議論になった部分の文言の修正を事務局の方でしていただいて、私の方で確認をすればよろしいでしょうか。手続きについてお願いします。

○ 事務局

今ご議論いただきました内容を受けまして、字句修正等お気づきの点がございましたら一旦事務局の方で受けさせていただきます。日程的には、1月12日に正・副会長にはお越しいただきまして市長に答申をいただきたいと思っておりますので、お気づきの点がございましたら、出来ましたら年内にいただきたいと思っております。また、この答申につきましては、昨年11月28日からということで、2年越しになりますので早急に取りまとめいただきましたが、これは基本的事項についての答申となりますので、これを受けまして、ごみ処理基本計画として市ではパブリックコメントにかける必要があります。市としてパブリックコメントを実施して、最終的な計画にしたいと考えております。パブリ

ックコメントにつきましては、2月1日号の広報でお知らせをさせていただき、3月1日までの一ヶ月間、ご意見をいただく期間を設けたいと考えております。その後、頂戴した意見を市として踏まえ、基本計画として取りまとめるという日程で考えておりました、22年度からこれに合わせて各年度の実施計画を作成します。実施計画に基づきまして、この計画を反映させながら目標に向かって進んで行きたいと、このようなスケジュールで考えております。ということで、日程につきましては以上のとおりとなります。もし、ご意見等がありましたら、年内にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 会長

はい。いかがでしょうか。今後の進め方、日程についてご質問はありますでしょうか。それでは、細かいところで文言等お気づきの点があれば事務局にご連絡いただければ、年内に反映していただく形で、1月12日に市長へ答申をするということでよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

ありがとうございます。

それでは、本日の議事は終わりになりますが、事務局の方からお願いします。

○ 事務局

今までご審議、大変ありがとうございました。来年の1月31日で現在の委員の皆様の任期が切れることとなりますが、今後、市の方で廃棄物等の減量等のいろいろな施策等を計画させていただく場合には、審議会の委員の皆様に御審議していただく形になろうかとは思いますが、非常に申し訳ございませんが来年の2月1日から平成24年1月31日までの2年間の期間なのですが差し支えなければ今の皆様に任期の継続をお願いしたいと思います。

○ 会長

それでは、これをもちまして第17回の審議会を終了いたします。

委員の皆様ありがとうございました。